# 被害者支援

# ニュース



■巻頭言 ………被害者のニーズに応えるために~犯罪被害者支援に特化した

条例制定を目指して 1

■特集 …………犯罪被害者支援の特化条例を全国の自治体に! 2~6

■寄稿 …………被害者参加制度について 7

■お知らせ 8■編集後記 8

# 第31号

2020.3.19 発行

公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10 東京外国語大学本郷サテライト 6 階 TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317 ホームページ http://www.nnvs.org/ Twitter 公式アカウント @ nnvs\_org

巻頭言

# 被害者の二一ズに応えるために ~犯罪被害者支援に特化した条例制定を目指して

## 全国被害者支援ネットワーク顧問 京都大学大学院総合生存学館特任教授 ● 安田 貴彦

#### 被害者支援のいま

本年は、我が国初の犯罪被害者のための法律である犯罪被害者等給付金支給法が1980年に制定されて丸40年になります。以来今日まで研究者、民間団体、行政等様々な方々の努力により、そして何よりも被害当事者の方々の勇気ある発言や行動により、我が国の被害者支援は目覚ましく発展し、とりわけ犯罪被害給付制度や、刑事手続における被害者保護及び権利の確立については、大きな論点は一応の決着を見たといえるまでに充実してきました。

とはいえ、残された課題も少なくありません。特に、被害者の多様なニーズに応えて、中長期にわたり必要な支援が途切れることなく提供されるためには、被害者が生活するそれぞれの地域社会において被害者支援の確固とした基盤が整備される必要があります。

### 条例の制定状況

そのために今最も求められていることの一つが、犯罪被 害者支援に特化した条例の普及です。2019年4月末現在、 33都道府県、11政令指定都市、501市区町村で何らかの 被害者支援のための条例が制定されています。2016年4 月に策定された第3次犯罪被害者等基本計画は、初めて「条 例上について言及しましたが、同計画スタート時に比べ、市 区町村レベルで約14%増加しました。最近も長崎県や青森 県で制定されるなど着実に前進しています。しかし、被害者 にとって最も身近で直接的に様々な行政サービスを提供す る市区町村での条例制定が全体の約29%にとどまってい る現状は、なお道半ばと言わざるを得ません。しかも、防犯 を主な目的とした生活安全条例の中に被害者支援について も盛り込むような形ではない、被害者支援に特化した条例 に限ってみると、2020年1月末現在、290市区町村(ネッ トワーク調査)で、全体の約17%に過ぎませんし、その中 には単に見舞金支給についてのみ規定しているなど決して 十分な内容とはいえない条例も含まれています。

### 特化条例を目指して

こうした現状から一歩踏み出し、全自治体で被害者支援に特化した条例を実現するための簡単な正解はありませんが、まずは先行する好事例に学ぶとともに、単にそれに倣うのではなく、各地域や自治体の実情をしっかりと踏まえて、首長や議員、行政の担当者、そして地域住民の方々に、なる

ほどそれは必要だね、と得心していただけるよう、条例の意義やメリット、条例でなければできないことを丁寧に説明していくことでしょう。また、関係者の中に消極的な方々がいらっしゃるのであれば、条例に前向きになっていただけていない理由や背景をよく見極めて、その疑問を解きほぐしていく地道な努力も求められます(特化条例の必要性等については、昨年11月28日に開催された犯罪被害者週間行事栃木大会において、基調講演及びパネルディスカッションで詳しく解説させていただきました。警察庁のウェブサイトや、近日中に関係機関に配布される予定の冊子をご参照いただければ幸いです。)。

また、あまりに詳細な事項を盛り込もうとしたり、独自色を出すことにこだわり過ぎたりすることも、かえって条例制定を遅らせる一因になりかねません。条例の目的、自治体等の責務、行政各分野の被害者支援における役割、多機関連携が機能する仕組み、計画の策定・公表・検証、民間団体への支援など、必要不可欠な事項が適切に規定されていれば、まずは条例が成立することを優先してもいいのかも知れません。仮に先例があったとしても、実効性が確認できていないような規定を模倣する必要もありません。

さらには、条例ができた後も重要です。条例ができたとしても、被害者のニーズに応えるサービスの向上や、被害者支援の基盤整備として具体化されなければ意味がありません。できたことでほっと一息つかないで、条例制定で盛り上がった機運を直ちに被害者支援の認知度を向上させるための広報啓発活動、行政の計画の策定や具体的な施策の実現に向けての要望・提言、センターへの支援の獲得等々に結び付け、せっかくできた条例は「使い倒す」ぐらいの気持ちで実際の被害者支援に活かしていくことが求められます。

### 地域の力で条例を

条例は、地域社会に生きる住民が、被害者の問題を自分自身の問題として捉え、被害者に対する連帯共助の精神を表明するものであり、国の指示命令で作るものでもなければ、地域以外の誰かが作ってくれるものでもなく、地域住民の決意、総意によって制定されるものです。各センターが運動の中心となって、全国各地の条例制定にご尽力いただけることを心よりご期待申し上げます。

発行:公益社団法人全国被害者支援ネットワーク